

令和6年第10回 邑南町議会定例会（第5日目）会議録

1. 招集年月日 令和6年12月2日（令和6年11月26日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 令和6年12月13日（金） 午前9時30分
 閉会 午後1時43分

4. 応招議員

議席	氏 名						
1 番	石國佳壽子	2 番	奈須 正宜	3 番	鍵本 亜紀	4 番	野田 佳文
5 番	日高八重美	6 番	瀧田 均	7 番	平野 一成	8 番	和田 文雄
9 番	宮田 博	10 番	漆谷 光夫	11 番	中村 昌史	12 番	辰田 直久
13 番	石橋 純二						

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 13名

議席	氏 名						
1 番	石國佳壽子	2 番	奈須 正宜	3 番	鍵本 亜紀	4 番	野田 佳文
5 番	日高八重美	6 番	瀧田 均	7 番	平野 一成	8 番	和田 文雄
9 番	宮田 博	10 番	漆谷 光夫	11 番	中村 昌史	12 番	辰田 直久
13 番	石橋 純二						

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名						

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	大屋 光宏	副 町 長	白須 寿	総務課長	大賀 定
資産経営課長	沖野 弘輝	情報みらい創造課長	柳川 修司	地域みらい課長	田村 哲
財務課長	三上 和彦	町民課長	秋田 敏子	医療福祉政策課長	坂本 晶子
産業支援課長	小笠原 誠治	建設課長	上田 修	保健課長	岩井 和也
羽須美支所長	三上 徹	瑞穂支所長	三浦 康孝		
教 育 長	大橋 覚	学びのまち総務課長	植田 啓司	学びのまち推進課長	原 拓矢
水道課長	高瀬 満晃	監査委員	迫田 悦三		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 事務局調整監 田中 利明

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
10 番	漆谷 光夫	11 番	中村 昌史

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

令和6年第10回邑南町議会定例会議事日程（第5号）

令和6年12月13日（金）午前9時30分開議

開議宣告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 請願第4号 ゲノム編集食品の表示の義務化を求める
意見書提出について（請願）
- 日程第4 議案第112号 邑南町立学校給食共同調理場条例の一部改正
- 日程第5 議案第113号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例の制定
- 日程第6 議案第114号 指定管理者の指定
（邑南町香木の森公園、いわみ温泉活用施設、
邑南町農林漁業体験施設）
- 日程第7 議案第115号 邑智郡総合事務組合理約の変更に関する協議
- 日程第8 議案第116号 令和6年度邑南町一般会計補正予算第9号
- 日程第9 議案第117号 令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計
補正予算第4号
- 日程第10 議案第118号 令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計
補正予算第4号
- 日程第11 議案第119号 令和6年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計
補正予算第2号
- 日程第12 議案第120号 令和6年度邑南町電気通信事業特別会計
補正予算第2号
- 日程第13 議案第121号 令和6年度邑南町水道事業会計補正予算第4号
- 日程第14 議案第122号 令和6年度邑南町下水道事業会計補正予算第1号

日程第15 発委第 5号 邑南町議会委員会条例の一部改正

日程第16 発委第 6号 邑南町議会会議規則の一部改正

日程第17 閉会中の継続調査の付託

日程第18 議員派遣

令和6年第10回邑南町議会定例会議事日程（第5号の追加1）

令和6年12月13日（金）

追加日程第1 発委第7号 ゲノム編集食品の表示の義務化を求める意見書の提出

令和6年第10回 邑南町議会定例会（第5日目） 会議録

【令和6年12月13日（金）】

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

（ 開議宣告 ）

●石橋議長（石橋純二） おはようございます。

（「おはようございます」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第1 会議録署名議員の指名 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第1。会議録署名議員の指名をいたします。10番漆谷議員。11番中村議員。お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第2 通告順位第9 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第2。一般質問を行います。昨日に引き続き一般質問を行います。それでは通告順位第9号中村議員、登壇をお願いします。

（中村議員登壇 「拍手」あり）

●中村議員（中村昌史） 議長、11番。

●石橋議長（石橋純二） 11番、中村議員。

●中村議員（中村昌史） おはようございます。

（「おはようございます」の声あり）

●中村議員（中村昌史） 11番中村でございます。最終日のトップバッターを務めさせていただきますようにお願いいたします。私は大屋町長とは同じ年に、この議会に議席を与えていただきました。町長とはいわば同期でございます。しかも2期目以降は議席が隣同士ということで、12年近くこの議場で過ごさせていただきました。つい最近まで隣におられた方が、今こうやって町長席に座っておられるということちょっと違和感も感じながらも感慨深い思いもあります。ですがそれはさておき町長と議会という立場でございますので、議員としての職責を全うさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。今回は新町長に対して、町政運営について聞きたいと思っております。臨時会で表明された所信について聞きたいと思ったのですが、それぞれの項目の詳細については昨日一昨日同僚議員から詳細については説明されるであろうと、私一番最後ぐらいに通告書出しましたので、私はまちづくり基本条例にのっとった考え方について伺いたいと思っております。6点用意をしております。質問項目、順番を少し入れ替えさせていただきます。1番目の質問は一番最後に住み心地のよい町ということのあとに、全体的なところも含めて伺えればと思っております。それでは最初に財政再建について伺います。目標とする財政規模と達成目標時期はと通告しておりますが、一昨日からこの財政状況の厳しさがいろいろと議論をされております。来年度予算編成で義務的経費のみでもう財源不足が生じるんだということが、町長のほうからも報告がありました。とりあえず来年度は、その義務的経費をどうやって賄うのかということところが一番の目標なんだろうと思っておりますが、それでは進展性といいますか先が見えないということになります。例えば、義務的経費を財政調整基金を崩さずに賄える額は幾らなのか、という額の話であるとかそれをいつ行うのっていう話。ただ義務的経費を賄えるということでも、これはいわゆる経常収支比率でいうと100ということですから、その経常収支比率をどこまで下げるのだという目標。95とするためには、どれぐらいの財政規模でそれはいつごろまでに達成したいんだとか。90は幾らだという考え方。あるいは中期財政計画をずっと毎年ローリングして作っておられますけども、その内容もう少し精密にといいますか詳細に考えて、例えば今進めておる大型事業の起債償還が始まる令和9年ですか。そのときにはどういう財政状況になっていて、どれだけのものが必要なんです、その財政規模が幾らなんだということ。あるいは、10年先20年先といったような人口動向に応じて、町長は人口8,000人になっても現在の行政サービスを続けながら持続していけるような町にするということをおっしゃっ

ております。そこに至るまでの10年後の人口状況に合わせて、どれぐらいの規模の、邑南町としての財政規模が適正なんだよというところを考えておく必要があるんじゃないか、ということで質問をさせていただいております。お考えを伺えたらと思います。

**○大屋町長（大屋光宏）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、大屋町長。

**○大屋町長（大屋光宏）** 御質問は、具体的に目指すべき規模であるとかそれをいつ達成するかという話です。今の時点では詳細な計算をしたわけではないですが、議員をしてる間からいろんな自治体を見た時、同規模の自治体を比較した時、そのイメージで少し話をさせてください。まず、邑南町の令和6年度予算における標準財政規模は約69億円です。一般的に70億円前後っていうイメージがあると思います。東日本のほうに行くところぐらいの規模であると、一般会計予算が、今は水道・下水が企業会計なってるのでそこをどうイメージするかはありますが、70億円前後の標準財政規模であれば、一般会計で90億円前後という実態があるかと思っています。中村議員と私が同期ってことで、平成21年ごろ邑南町は120億円前後だったと思います。この差っていうのは、面積の大きさもありますし、過去の借金返済もあって起債の返済のために交付税も多いってこともあります。その辺りを見ますと、面積も考えて地方交付税が減るとは言いながらその中に起債の償還額等もあれば、イメージ的にはやはり100億円前後が邑南町の適切なものかなと思ってます。他の自治体では経常収支比率等が90%ぐらい。特に東日本はっていうことを何度も言いますが、同じ規模であってかなり低いところもあります。どうしても、起債をするなり様々な事業をした分は予算規模が大きい。当然職員も多い。義務的経費も多くなる。高齢化率の問題もあると思います。そういうことで思えば、100億～120億前後の中で、あとは今気にしてるのは、まずは財政規律を守る。投資的経費の中で、一般財源で普通建設において、現時点で起債が5億一般財源が2億5,000万。これ逆の計算をすると、4億円前後一般財源がいるんだと思います。5億のうち70%が交付税対象になると、1億5,000万と2億5,000万で4億。毎年の繰り越しがほぼ4億円前後あって、それをきちっと次の年の投資に回せばその財源ができる。そこを守っていけば、まず回っていくんだと思ってます。細かい規模であるとか時期っていう前に、まず財政規律が守れるような状態にしていく。今の基金を崩さずに予算が組める状態にしていけば、おのずとそういうところに近づいていくんだと思ってます。その時期については、当然早めにまず任期中の前半に、後半はそれで長く行ければそうですし、そこで不都合があ

れば見直しをして、将来にわたって成り立つ規模にしていきたいと思っております。

●中村議員（中村昌史） 議長、11番。

●石橋議長（石橋純二） 11番、中村議員。

●中村議員（中村昌史） 私がこのことを申し上げましたのは、厳しい財政状況で町民の皆さんにも何がしかの負担を強いるということが、これは避けられないことなのかなと私も思います。そういったことを町民の皆さんに理解してもらうためにも、具体的な目標というものを掲げるべきではないか。それから職員の皆さんにも覚悟を決めていただくというためにも、ここだよ、目指すところはここですということを目標として掲げて、みんなで一致してそれに向かっていくんだという取組みが必要ではないかと思ってこの問いを挙げました。今町長がイメージとしては100億～120億という話、それから財政規律をしっかり守っていくということで今度は実務的に財務課でそういう内容をきちんと精査をして、どういうふうにしたらそこに行くのというところを、段階的などころを、詰めていっていただけたらなと思います。次の質問に入ります。町長の方針には地域振興とか地域運営ということが、なかったかなと思っております。今邑南町先ほども言われましたが、広い面積の中で12公民館区を中心にしてそれぞれの地域で地域振興を図っているということになっております。コミュニティのあり方検討委員会という委員会を立ち上げていただいて、そこでの報告書も提出をいただきました。それに基づいて今地域みらい課のほうでは、地域運営組織の立ち上げということについて積極的に関わっておられます。そういった動きについて、あるいはその報告書の内容について、町長の現在のお考えをお伺いできればと思います。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 所信表明の中では、特に地域運営組織についてということには触れてません。当然、議会基本条例等に基づきましても、住民の生活の基礎、町の成り立ちの基盤はコミュニティ、地域だと思っております。その運営をどうするかということで、先ほど議員指摘のとおりコミュニティのあり方についてということで提言をいただいて、地域運営組織についてということに移行していこうという流れです。そのことについては、全く異存もな

いですし応援をしていきたいと思っております。ただ、私自身の少しの思いの中ではもともとの集落とかの基盤である、水路を守るとか、水稻をすることによるつながりが、人が減ることによって希薄になってきている。新型コロナウイルス感染症の拡大もあって、集落で地域で葬式をやっていうところもつながりが薄くなっていく。そういうもともとの基盤のつながりが薄くなっていく。地域地域っていう中で、縦のつながりはできるけれど地域を越えた横のつながりも大事だと思っております。地域運営組織が成り立っていくためにも、そういうもともとの生活のつながりと老人クラブであるとかそういうような横のつながりも大事にしながら、地域運営組織が本当の役割が果たせるように、足りない部分があればしっかり足して行って行政も応援しながら、今の地域運営組織のそれぞれの地区での地域での形成に応援していきたいと思っております。

●中村議員（中村昌史） 議長、11番。

●石橋議長（石橋純二） 11番、中村議員。

●中村議員（中村昌史） 私と同じ考え方で、進めていっていただけると確信をしました。町長が言われたように、コミュニティというのは家庭もコミュニティですよ。家庭あるいは隣近所。それから集落。今で言う自治会。というように、だんだん広がるんですが一番基本はやっぱり小さな単位だろうと思います。集落の維持ということが大変になってくるんだろうと思うんですが、だんだんそういった集落の維持もできないような状況。1軒でも集落ですと言っているところも既に出てきています。その辺の再編という言葉はあれですけど、隣の集落と一緒にになってそういった生活の基盤を守っていくということに対する応援ということも必要かなと思うんですが、その点についてお考えがあればお聞かせください。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 実情は1軒でも集落っていうところあります。集落があったけど、1軒しか残ってないってところがあると思います。件数も減ってきてます。家っていうお話をされましたが家自体の考え方も変わってきて、世帯人数も減ってきてます。世帯はあるけど集落の人数はかなり少なくなってきたらと思います。ただ、歴史的な

背景それぞれの集落の成り立ちもありますので、これは行政として一緒になったほうがいいですよ、一緒にすべきですっていうものかどうかについては、少し慎重に検討というか考えさせてください。

●中村議員（中村昌史） 議長、11番。

●石橋議長（石橋純二） 11番、中村議員。

●中村議員（中村昌史） 個々それぞれの状況によってどういう対応をしなければならないのかっていうことは、変わってくるんだろうと思います。基本的に持続可能な地域づくりにはそういった地域コミュニティ、地域コミュニティっていうのはいわゆるその地域運営組織ということだけではなくて、集落であるとか、向こう3軒両隣であるとかっていう地域コミュニティを中心にして、地域の特性を生かした進展が必要だろうと思います。そういった点についても是非考えていただきたいと思います。次の質問ですが、事務事業の見直しと組織改革の考えはということにしております。事務事業の見直しについては、昨日一昨日質問があり整理合理化を進めます。全ての事業を見直しの対象ですというお話でした。そのことについて異存はございませんし、そうしていただきたいと思います。それと関連して行政施設の有効活用というか、例えば指定管理であるとか今行政施設が、当初の目的から違う形での使われ方というものがあちこち出てきてると思うんです。そのときに施設の管理条例が昔のままであったり、それから所管する課が建設したときの財源によって所管課が決まっているのが今の流れのようです。実際その施設を運用するに当たって、どの課が管理するのがいいのかっていうことを考え直して行って、施設管理条例もきちんと作り直すとかっていうことが必要なんだろうと思います。それから財政のことで言いますと、例えば指定管理に出すとか無償譲渡ということも考えるべきことではないかなと思うんです。そういった行政施設の有効活用についての考え方。これは通告にそういうものを入れておりませんので、もしお答えがあれば聞かせていただけたらと思います。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） タイトル的には、事務事業の見直しの中でっていうことです。先ほど予算規模であるとか全事業見直しますっていう中で、1つの考え方として住民

の方には不安がある。あるものがなくなるのかということはありませんが余りにも今事業数が多くて、それぞれが本当に成果を出しているか。住民の皆さんのためになってるかって思えば、3つある似た事業を仮に2つ減らしたとしても残った1つをきちっとやれば、3つ分の成果が出るんであればまず1つ1つの事業をきちっとする。なくなる不安というよりは、成果としたら事業数は減るけれど結果は同じっていうところをまず目指したいところがあります。職員も負担が大きい中で1つ1つの仕事をきちっとするというのが、一番大事だと思います。そういう似たものであるとか仕事をする上で、議員の皆さんもそうだと思いますが、指定管理であるとか施設の話をするときに、条例を探そうと思っても思ったところと担当する課が違う。同じような公民館っていうことであっても、建設した、指摘のとおり補助金等によって又は名称によって担当課が違うということは多々あると思います。当然事務事業の見直しとあわせてどこまでそういうところができるかはありますが、条例であるとか施設名であるとかそういう整理、わかりやすさっていうのは誤解を招かない第1なので事務を進める上では大事だと思っております。当然有効活用ということで本来と同じ使い方かって言われた時には、立場上はそういうことはありませんっていうことなんだと思いますが、ただ住民の皆さんの認識であるとかから見た時に、例えば公民館は社会教育施設っていうことから考えた時に、コミュニティセンターなのか公民館なのかって言われた時に、公民館どおりの使い方はされてない部分があると思います。コミュニティセンターの使われ方をしてる部分もある。住民の思いと条例上の思いが違うということです。そういうことから、改めて事務事業の見直しとあわせてそういう施設のあり方・名称・条例内容等を整理して、違えば変えられるのかどうかもそうです。質問の意図に合ってるかどうかは別にして、例えば町営住宅がそうかもしれないです。たくさん空きがあるけれど、邑南町には住むところがないって言われる。条例上、建設の経緯からしても所得制限等も当然必要ですがそれがあって入れない。そういう意味では、資産が施設が有効に活用されているかっていうとそうじゃないところもあると思います。できることとできないことはあるとは思いますが、厳しい財政の中で、今あるものを有効に活用するという意味では、見直せるものは積極的に見直していければと思っております。

●中村議員（中村昌史） 議長、11番。

●石橋議長（石橋純二） 11番、中村議員。

●中村議員（中村昌史） 少しイリーガルだったかもしれませんが、ありがとうございます。結局、財政的に厳しいという中でそれを克服していこうと思うと、どこらかにしわ

寄せと言っちゃあ言葉が悪いですが、見直しをしながらここをこう変えよう、これはちょっとやめようとかっていうことは絶対出てくることと思います。ですからそれをさっき町長言われたように、その成果として行政サービスの結果がサービスが質が下がらないということが大前提としてあって、それを見直していただくとということ、それから施設についてもそういった考え方で今から考えていただけたらと思います。それから事務事業の見直しのことですけれども、一昨日の答弁の中で行政再建のプロジェクトチームという話もありました。そういう臨時的な対応でなくて、根本的な組織改革の考えはございませんでしょうか。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 町長に就任しまして、今回の一般質問もそうですが指摘の中で大きいのは、連携なんだと思います。この度の財政再建もそうです。行財政改革もそうです。様々な課題に対して、1つの課で担当するのは難しくなってきました。いかに連携して横断的な役割を果たすか。住民の方からの要望とか、先ほどの地域運営もそうですが、それぞれの課からバラバラにっていうかお願いをするよりは、窓口を1つってこともあると思います。そういう意味ではまず組織改革っていうのは大きなことですし、看板変えるってことはお金もかかるので目の前の課題に即対応するために、財政についてはプロジェクトチームを作ってってお話をしました。それは恒久的なものじゃなくて一時的なもので終われば終わりですし、組織の横断的なものと連携するためには少し時間をかけて、きちっとした対応ができるように考えていきたいと思ってます。ただ、看板を変えなくても課の名前を変えなくても、職員同士つながりであるとか人員配置を変えるってことも含めながら、2年間程度かけて組織改革についてしっかり考えていきたいと思ってます。

●中村議員（中村昌史） 議長、11番。

●石橋議長（石橋純二） 11番、中村議員。

●中村議員（中村昌史） 言われるように、名前だけパッと変えてしまっているのっていう話もあります。事務事業の見直しとあわせてやるべきことは、これだということになればそれをするのにどういうシステムがいいのっていうことになろうかと思えます。是非

そここのところは考えていただきたいと思います。今町長少しお話にありましたが、コミュニティのあり方の報告書の中で行政の側の組織改革という話も出ております。私も何度か前町長のときに地域と行政とのつながりをスムーズにするために、羽須美は支所に羽須美振興室というのを前町長が四、五年ぐらい前に立ち上げましたんで、そのつながりとして今地域振興係というのがあります。そういうふうな、地域と行政とを間を取り持つような組織を考えてくださいますかという話を今までしてきておりますが、今町長そういったことにも触れられたんで、この点は今地域運営組織ということを進めていく上で、併せて行政の側も考えていかなければいけないことではないかと思うので、その点について地域と行政との仲立ちをするような行政組織ですよ。それぞれの課がそれぞれに地域に対してこのことをお願いするっていうんじゃなくて、それをひとまとめにしてできるような組織について、もしお考えがあれば伺わせてください。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 中村議員御指摘は、地域コミュニティのあり方の基本方針にもあるとおり、今までは地域のそれぞれ役割の人とまた役場もそれぞれの課がバラバラに対応してたのを、窓口を1つにっていうことで基本方針の中にも出てると思います。羽須美は今そういう振興係がおられる。従来から、羽須美支所・瑞穂支所であるけど、石見には支所っていう形ではない。そのあり方もどうなのかって指摘もありますし、この度新しく地域コミュニティ・地域運営組織っていう中で、やはり町も変わっていかなくちゃいけないと思ってます。そこに権限があれば対応も早いんだと思います。2年間の中で、組織全体の見直しの中で、そこも踏まえて考えさせてください。

●中村議員（中村昌史） 議長、11番。

●石橋議長（石橋純二） 11番、中村議員。

●中村議員（中村昌史） 2年間で考えるということでございますので、是非ともそういったあり方を考えていただけたらと思います。次の質問です。ふるさと教育とコミュニティスクールのあり方・進め方ということです。ふるさと教育についてはこれも昨日一昨日、かなり学校統合のことも含めて議論をされました。ふるさと教育については、文科

省の方針。令和の新しい日本型教育とかふるさと教育についても、県の基本方針、邑南町の町の教育のあり方というものについて、これはずっと踏襲していくんだというお話でした。あり方については、コミュニティスクールもふるさと教育を発展させるために必要なものだと私は認識していますし、いろいろ議論をしていく中で教育長もそう考えておられるでしょう。町長も昨年一緒に文科省のほうへお邪魔したり、厚木市のほうへお邪魔したりしておりますので、そういう認識はお持ちなんだろうと思います。あり方については否定するものではありませんし是非そうあって欲しいと思いますが、進め方について聞きたいと思います。町長が所信の中で言われているような、情報公開とか平等の社会参画だとかっていう観点から言うと、今教育委員会ではコミュニティスクールを来年4月から始めますと。始めるというのは、制度的に言うと学校運営組織をつくれれば学校運営組織のある学校はコミュニティスクールですという制度ですから。コミュニティスクールは立ち上がるんです。それでふるさと教育を発展させる進展させていく地域と学校とが、ウィンウィンの関係になっていけるようなコミュニティスクールになるのかどうかというところが、一番の問題なんだと思ってます。昨日、平野委員長からも報告がありました。総務教民常任委員会で議論を行いました。その中で今私が言ったようなことでありますとか、学校と地域との連携不足。それからそれに町長部局も加えた、町長も先ほど言いましたけども、連携が不足してるんじゃないかということその時に申し上げました。その時教育委員会のほうでは、持ち帰って検討させてくださいということでございました。教育長のほうにお伺いをするわけではございません。こういったコミュニティスクールを開設するについての進め方として、町長としてどういうふうなお考えなのか。昨日も一昨日もずっと出てる話で町長も言われました連携ということから言うと、今いかにも内部で制度設計をして、それを示して、皆さんどうですかという言い方になりそうな気がするので、そういうやり方が本当にいいのというところを聞きたいと思うんです。町長の、そういう物事の進め方に関して情報公開であるとかっていう観点から、どうお考えかをお聞かせください。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 連携不足の話の中で、特に最近、教育委員会は町長と連携してるかっていうイメージがあるんだと思います。その逆もあるんだと思います。町長なり町長部局は、教育委員会と連携しているのかということです。その部分についても、やはりお互いがそれぞれ意識をしてものを進めているかっていう中で、十分ではないんだと

思ってます。特にコミュニティスクールについて述べますと、様々な部分で議会の皆さんがおかしいんじゃないかって言うのは、情報がうまく伝わってない。伝わってる情報から皆さんが想定する、工程であるとかストーリーであるとか、そういうところにつながってないんだと思います。少し立場上いけないかもしれませんが、議会にいたので議員側の立場で言うと、皆さんの立場で言うと、以前はコミュニティスクールにしたらどうですかって言ったときに、ほぼ同じ仕組みがあるので邑南町としては当面コミュニティスクールをしませんっていう時代もありました。大橋教育長になって、コミュニティスクールに取り組みたいですって話がありました。足りなかったのはそこで方針転換をした説明が、きちっとまずされてなかったかもしれません。その後いついつから取り組みますっていう話があれば、当然その間に、何度か議員の皆さん議会に説明があると思われたかと思います。住民説明もあってスタートする。それが間が余りなくて、皆さんの思いとは違って、来年からっていうところで教育委員会側はきちっと私も話をしましたが、基本的に邑南町は、地域とつながりながらそういう仕組みがある。ただ制度的に、地域運営協議会っていうものを作るだけであって、ただ邑南町版って言った時に考えた時は、少し動かしながらっていう1年動かして、最終的にきちっとしたものになりたい。そこで、まず皆さんとイメージが合わなかったんだと思います。私も議会にいた時に、しつこく質問をしたり議論をした。それは出された情報が、伝えた側と受けた側が思いが一致したかどうかだと思います。議論することによって、思いが一致するんですが、情報は伝えましたよねって、皆さんが理解してるかどうかは別です。伝えた情報が、出した側と伝わった側が同じものを見て同じ話を聞いて一致してたかどうかってのは、わかりません。その確認作業であるとか共有作業っていうのは、きちっとしていかないとダメだと思います。そういう意味で、連携は中ではしっかりできているつもりですが、皆さんに伝わってないってことは、その説明不足やり方が悪かったってわけじゃなくて、間の過程が抜けてたり説明不足だったんだと思います。教育委員会としても、コミュニティスクールはまずは取り組みたいって言うところですが、そのまずはって意味が伝わってないかだと思います。また委員会等でしっかり説明させていただきますので、御理解いただければと思います。

●中村議員（中村昌史） 議長、11番。

●石橋議長（石橋純二） 11番、中村議員。

●中村議員（中村昌史） 情報の話で言いますと、コミュニティスクールというものが、ふるさと教育でありますとか、地域とともにある学校の延長上にあって、その発展

したものなんですよということが地域に伝わってないんです。前にもお話ししましたが、コミュニティスクールは何ぞやと、地域コミュニティのあり方の話のときに、いろんな役が多くて困る。行政から言われてる役も多くて困るよねっていう話がありました。そういう話を地域でしているときに、またぞろ今度はコミュニティスクールだけなで、というような話があったんです。だから、そういう認識が地域に伝わってるということが、さつき町長言われた情報開示の不足というか。後程まちづくり基本条例の話を見せてもらいますけども、情報を開示するということと共有して同じ認識になるということは別な話ですから、そここのところがまだ足りてないのかなと、私もそういう思いがします。そここのところは是非しっかりお考えいただけたらと思います。次に移ります。住み心地のよい邑南町。これなかなか難しいなと思います。人によっていろいろなんで。私はですよ個人的に、温かな人間関係が保てる町。それが先ほど言いましたけども、コミュニティです。家庭や隣近所地域、それから職場など様々なコミュニティでそういう人間関係が保てるのが、何か住み心地がいいかなあという気が私はします。町長にとって住み心地の良い町っていうのは、どういう町ですか。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 私にとって、年代に応じて違いはありますが、第一はやはり自己肯定感が持てる否定されないところっていうのは一番かと思ってます。そういう中で、つながりがあるっていうこと。中村議員さんは、温かな人間関係と言われました。その温かな人間関係の根底には、やはりそれぞれが尊重し合うとか、自己肯定感が持てる。参加できる。つながりがある。根底は同じで、思いのところで表現の仕方の違いだと思っております。基本的には人権意識を持てる。参加意識が持てる。誰もが平等に公平にっていうところがあれば、住み続けたい町、居心地が良い町であると思ってます。

●中村議員（中村昌史） 議長、11番。

●石橋議長（石橋純二） 11番、中村議員。

●中村議員（中村昌史） 人それぞれによって、あるいは立場によって変わってくることもかもしれません。その根底にあるものをということだろうと思います。まちづくり基本

条例の話に入りますけども、まちづくり基本条例ではまちづくりということ、町民が安心して安全に暮らせ心豊かに生活できる環境を作るための取組み。これがまちづくりなんですと定義をしております。ですので、この町民が安心して安全に暮らせる心豊かな生活というところが、住み心地が良いというところなのかなと。このまちづくり基本条例については策定のときから私関わらせていただいたので、思い入れがあるんです。そういった理念に基づいてまちづくりを進める基本原則として、協働と情報共有とコミュニティによるまちづくりと、伝統文化、暮らしの伝承、自然を生かしたまちづくりとが原則としてうたわれております。その上で、町民の皆さんと一緒に共同で、これは町長も言われるように一緒に町をつくっていきましょう。それは町民だけじゃなくて、職員の皆さんも一緒に考えて作っていきましょう。そういう考え方っていうことに基づいて、このまちづくり基本条例でも町民の皆さんに心がけていただきたいことっていうことを、条例の中で規定しております。それから町の責任と役割。それについてもきちんと掲げられております。このまちづくり基本条例をもう一度見直すというか掲げ直してみても、言うところの将来を考えると町長が今進めようとしておられる情報公開、それから一緒に進めるまちづくり、公平に社会参画する仕組みづくり、ということにつながるんだろうと思います。昨日一昨日の議論の中にも地方に住む意義という話がありました。そういったことも自然環境を考える中で、地方に住む意義、都市的な経済至上主義的な価値観でない価値感を持ちましょうということが、前文の中にも書かれていると思います。そういったこと、それから昨日の話の中で職員の資質の話も出ておりました。なかなか話を聞くのが苦手な職員がいるとかっていう話もありましたが、職員の資質の向上ということもこの条例の中には入っております。これは私が個人的に思うんですが、まちづくりを町民が安心して安全に暮らせ心豊かに生活できる環境を作るための取組みと規定しているのは、行政でやることは全部まちづくりなんですよ。それでお金をもらってるわけですから、我々も含めてまちづくりのプロだという自覚は必要なんだと思います。そういう意味で、このまちづくり基本条例を中心に据えて、今から町長が進めようとする施策を町民の皆さんにも理解していただく、職員みんなが理解して一緒に進めていこうじゃないのっていう機運につながるんじゃないかと思います。大屋町長の思いの中で、このまちづくり基本条例というものの占める位置と言いますか、どうこの条例を生かしていきたいとお考えかをお聞かせください。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋町長。

**○大屋町長（大屋光宏）** まちづくり基本条例について少し述べさせていただきます。当然町長選挙に出ようと思った前には、改めて町の一番の基本的条例ってことで読み直しをさせていただきました。前文を読んだときに、改めて制定された当時、この条例ができたときに、ちょうど邑南町として合併した時期でもありますし、新しい町っていうことでワクワクしたりドキドキしたような当時の気持ちを思い出しました。あえてこの条例を真似て所信表明で前文を作ったわけじゃないです。ただ、前文の書いてある内容は、まちづくり基本条例を真似をしたんじゃないで、これ大部分は私が高校のPTA会長として入学式・卒業式で話をした挨拶と、県の高校のPTAだよりに書いた話をまとめました。若干高校生相手に話をした内容でまとめたので、どうしても若い人向け・若い人中心っていうところあるかと思いますが、内容からしても大きくまちづくり基本条例から外れるものではないんだと思ってます。やはり、この町に住んでこの町が良くなってって思ったときに、何を生かして何をすればいいかっていうのは、必然的に答えが必要になってくる部分だと思います。選挙戦において、非常に住民の皆さんの関心が高かった中で、やはり町長選挙をして新しく町長が生まれる。そこに私たちも参加したいっていう思いは強かったと思ってます。それを裏返せば、まちづくり基本条例に基づく行政が行われてきてなかった。情報公開であるとか、住民参加っていうのが十分できてなかった。皆さん参加したいし、町のことは大好きなんだと思います。その思いが、伝えられてなかったってところが大きかったのかなと思います。ですので、あえて所信表明では情報公開であるとかっていうことを載せました。当然行政を進める上でまちづくり基本条例は大事ですが、まず職員の皆さんに町民の皆さんに読んで守ってくださいじゃなくて、町長の責務もちゃんと書いてあります。まず、町長としてこの条例にふさわしい行動をとっていく。町民の皆さんの役割もありますが、町民の参加は責任ある発言と行動に努めるであるとか、コミュニティは自ら住む地域に誇りと愛情を持ちとか書いてありますがそれを意識していただくためには、まず町長、次に町っていうことだと思ってます。私たちが、しっかりまちづくり基本条例に基づき行動していくことが、この条例の浸透につながるんだと思います。そして最後にこの条例の見直しっていうことで、第9章があります。逐条解説のほうには、見直しのほかこの条例に沿った町政運営がされているかどうかとも検証しますとあります。議会の皆さんの役割なんだと思います。しっかり検証して指摘していただいて、まちづくり基本条例に則し、これを大前提として町政運営に努めていきたいと思っています。

**●中村議員（中村昌史）** 議長、11番。

●石橋議長（石橋純二） はい、中村議員

●中村議員（中村昌史） ありがとうございます。ワクワク感という話をされました。私も今、平成18年にこの条例できてますけども条例ができたときの思いをちょっと思い返したような気がします。今大屋町政に替わって、これに基づいてという発言がございました。そういった期待に大きく胸を膨らませながら、見守るところは見守り、意見を言わなきゃいけない時には意見を言い、町長と議会という立場で、今後とも邑南町の発展のために頑張っていきたいとまた改めて思いました。以上で私の質問を終えたいと思います。ありがとうございます。

（「拍手」あり）

●石橋議長（石橋純二） 以上で、中村議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は、午前10時45分とさせていただきます。

—— 午前 10時 28分 休憩 ——

—— 午前 10時 45分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（ 日程第2 通告順位第10号 ）

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。続きまして、通告順位第10号野田議員登壇をお願いします。

（野田議員登壇 「拍手」あり）

●野田議員（野田佳文） 議長、4番。

●石橋議長（石橋純二） 4番、野田議員。

●野田議員（野田佳文） 4番野田です。よろしく申し上げます。最終日ラストとなりました。質問を始める前に、2点ほどお話したいことがあります。この秋は、自分にとつ

て初めてとなる出来事が続きました。後で関連した質問しますが、10月に初めて喪主として希望する形で見送った直後町長選があり、自分とゆっくり向き合う時間もない中、町長選の結果を知った後で改めて自分と向き合いました。自分の経験が町のためになればという思いは今も変わらず、町長が替わってもその思いは変わりません。議員として残りの任期しっかりとチェックして、提案できることがあれば提案していきたいと思います。もう1点は、7月に岡山県和気町に視察に行きました。定住対策で気になったことの1つに、移住相談の際ミスマッチを防ぐためにメリットだけではなくデメリットも伝えているということです。自分も様々なSNSで邑南町の魅力を発信していますが観光目的だけではなく、田舎暮らし田舎で子育てを希望される方々からもメッセージが届きます。観光であれば1日2日での訪問となりますが、移住となると人生を左右することになる。町長もSNSのアカウントを持っていて今後どのような発信をするのか気になりつつ、自分のアカウントでの発信のあり方については検討していきたいと思っております。今回は、健康・美・長寿推進協議会について。歩道の草刈対策について。町長の所信表明を聞いて。以上3点について質問します。大項目はそのまま質問をしますが、具体的項目の順番が変わる可能性もありますのでその辺をよろしくお願いたします。まずは健康・美・長寿推進協議会についてです。万博に向けての動きについては、一般質問と予算審査でも質問しました。参加することでどのようなメリットがあるのか疑問だったので質問をしましたが、予算審査の時前町長が答弁いただいたんですけど、それを聞いた限り参加はないであろうと自分では判断していましたが、8月9日の新聞に健康や美の魅力を観光振興につなげようと島根県邑南町など全国13市町村が、自治体協議会を立ち上げたという記事があり正直驚きました。また、プレスリリースには、万博を契機に13の自治体の首長が団結とあり、邑南町も健康・美・長寿推進協議会に参加するとありました。万博は令和7年度になりますが令和6年度内にどのような動きをするのか。また、予算について答弁をお願いいたします。

○大賀総務課長（大賀定） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大賀総務課長。

○大賀総務課長（大賀定） 健康・美・長寿推進協議会についての御質問でございます。まずこのことにつきましては、令和5年9月定例会において、町長行政報告の中で触れております。それが初めてだったと思っております。このことは、令和5年7月3日に開催をされた邑南町観光戦略研修会において、元観光庁長官である公益財団法人大阪観光

局の溝畑理事長が講師として来られました。邑南町の魅力について、2025年大阪関西万博を控えてと題して講演をされたことでもあります。この講演の中で溝畑氏は、2025年の大阪関西万博については地域活性化のための動機づけの場とするんだということで、万博首長連合という組織の話がされました。加盟自治体は644自治体であるということで、邑南町も既に含まれておいた状況がありました。それで本庁としましては、この万博市町連合の取組みであるとか、当時は健康・美・長寿推進サミットということで言われておりましたけれど、これに参加することで全国の健康長寿先進事例などを学んで、町民の健康増進に役立てていきたいと考えておりました。当時は、まだ詳細については未定でありました。先ほど言いました行政報告の中では、今後必要に応じて経費など、令和6年の当初予算に計上していくということを説明しております。その後、令和5年11月になりまして第1回のオンライン会議がありました。その会議において、令和5年度末までに参加自治体などの事務局会議、それから首長の会議を開催してプレスリリースをするという説明がありました。それが先ほど議員言われたプレスリリース、報道発表だったと思っております。令和6年度においては参加自治体で動画を作成して、その作成費用には応分の負担を求めるという説明がその時初めてありました。話を聞いていく中で、取組みに参加することで事務や費用負担があるばかりで、当初に想定していたメリット町民の健康増進に役立てたいということについて、余り感じられないと考えが変わっていったところです。令和6年度になりまして、5月20日ですけれどオンライン会議が開催され、万博終了後もその数年間は先ほど言いましたようなビデオ動画作成だとかいうような取組みが続く。応分の費用負担も続くということが会議の説明の中で想定される状況になりましたので、最終的に5月末この一連の取組みには参加しないということ、大阪観光局の事務局の担当の方に伝えております。しかしながら情報共有はさせて欲しいということで、現在もメール等が届いております。ただ、オンライン会議等には参加はしておりません。従いまして、令和6年度の当初予算の計上もございませんし、各課において対応等もしていないというのが状況でございます。

●野田議員（野田佳文） 議長、4番。

●石橋議長（石橋純二） 4番、野田議員。

●野田議員（野田佳文） 町長が替わって、大幅な見直しがあるかもってことは想定したんですけど、参加自体もする予定はなかったということに関しては、想定してなかった答弁なんです。今聞いた中で気になったのが、かなり費用の負担がかかるだろうとい

うことは思ってたので、これは参加を見送る可能性あるのかと思いました。ただ、邑南町として、健康・美・長寿推進協議会に参加する予定もないのに、新聞及びプレスリリースにおいて参加すると間違ったことが発信された。新聞記事は8月9日ですので、9月定例会において報告する機会があったと思います。今回の通告書には、全く自分は書いてないし、聞きたかったことは通告書にある内容ですので、この件に関してはまた別の方法で聞くかもしれませんのでよろしくお願いします。今回の通告書に自分はこう書いてます。プレスリリースによると、今後の邑南町にとって期待もできる内容であると書いております。健康・美・長期というキーワードは、今後の邑南町の観光振興に多少は寄与するという思いはあります。町長の所信表明の中に、邑南町丸ごと楽しむ町内の周遊につなげる観光振興を行いますとあるので、今後令和7年度に向けて参考までに聞いていただきたいと思っております。答弁していただけるなら答弁もしていただいても結構です。あと、邑南町の知名度アップにもつながることですので、3番目の質問で町長への質問も多少関連していますので最後に答えてもらってもいいです。ちょっと参考までに聞いてください。7月に視察で訪れた岡山県の鏡野町は世界規模94兆円のウェルネスツーリズムに力を入れており、心と体の健康に気づく旅。地域の資源に触れ新しい発見と自己開発ができる旅。原点回帰しリフレッシュし明日への活力を得る旅。の形を目指しておって、世界的に可能性が高まるウェルネスツーリズムのまちの魅力を創出につなげようとしていました。邑南町においても、このウェルネスツーリズムの可能性はあると思っていたので、霧の湯の再開もあり推進協議会に参加しなくても邑南町に既にある、もの・ことで健康・美・長寿をつないで、町内の周遊につなげるように、邑南町丸ごと楽しめる旅の1つの案として、邑南町を訪れる方々に提案することもできると思うし、町として今の発信力を生かして欲しいという思いがありますので、今回改めて質問をさせていただいております。答弁は、また最後に求めるかもしれないけどその時はお願いします。続いては、歩道の草刈についてです。道の草刈については、過去にも他の議員からの質問があったと思います。今回は自分の視点で歩道についての草刈について質問いたします。近年温暖化の影響により、更に雑草が繁殖力を増していると言われている状況であり、今年は歩道に草が目立っていたと思います。1回で済んでいた草刈が、2回3回と増えました。歩道は通学路もありウォーキングをされている方々の様子も多く見られますが、今回改めて歩道の草刈について質問した理由の1つに、シニアカーを以前よりも多く見かけるようになりました。今後のことを考えると増えていく場合も考えられ、万が一の事故につながってはいけないという思いがありまして、歩道の草刈について今回質問いたします。まず、草刈に関する町民からの要望数を含め、草刈の基準・頻度の状況について答弁を求めます。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、上田建設課長。

○上田建設課長（上田修） 草刈の状況、とりわけ歩道の草刈の状況ということの御質問でございます。はじめに、歩道みの草刈ということについては行っておりません。当然、道路の一部と施設ということでございまして、歩道も含めた草刈の状況について御説明をさせていただきます。毎年建設課では、道路利用者が安全にかつ安心して通行していただけるように、通路の路肩やのり面の除草作業を、集落の方々も含めた様々な団体との委託契約により年に1回程度実施をしております。この様々な団体でございますけども、自治会。先ほど申し上げましたけど集落。また、シルバー人材センターあるいは建設業者さん等でございます。特に交通量が多い町道につきましては、建設業者などに委託して除草を行っているところでございます。民家や田畑が隣接している路線においては、委託の除草の業務の対象となっておりますので、地域の方々にボランティアとして適宜除草作業を実施していただいているところでございます。また、町民からの声ということで御質問もございましたけども、作業が大変だとか、なかなか来年から難しいというようなお声は、数件程度はいただいております。

●野田議員（野田佳文） 議長、4番。

●石橋議長（石橋純二） 4番、野田議員。

●野田議員（野田佳文） 状況について確認しました。ここで1つ、町民の方と情報共有したいことがあるんです。新たな取組みとして、LINEを活用した道路異常通報。道路の陥没や倒木など通行に支障がある情報をお知らせくださいとあります。全員協議会でも確認しましたが、歩道も含まれるということだったと思います。町民からの情報が届きやすい環境になって要望も増えていくと思いますが、しっかり対応していただきたいという思いはあります。今後は草刈の回数も増やさなければならない状況になっていく場合も考えられますが、財源が厳しいと言われてしまう中でボランティアによる草刈は非常にありがたいと思っております。後程ボランティアによる草刈については質問させていただきますが、次の質問に移ります。シニアカーだけとは限らないんですけど、歩道で事故が発生しないとは言い切れません。万が一のことを考えると気になります。先日、警察の方にお聞きしたんですけど歩道で死亡事故が発生した場合、原因は調べます。結果によって

は、刑事又は民事になる場合もあるし、歩道が草で通りづらいと判断して歩行者またシニアカーが道路を通行して車と事故を起こした場合、車のほうが過失になりますが、歩道を回避した理由が管理瑕疵だと民事で管理責任を問われることもありうるということです。道路管理瑕疵裁判例というのがあってこの中で調べた中で1例だけ、シニアカーではないんですけど、ランニング中の男性が滑って大けがをした事故をめぐる訴訟ではコケが原因と考えられ、判決では市と男性の過失割合を6対4で認定したケースもあります。シニアカーについては自分が調べた中ではこういった裁判例はなかったんですけど、やはり100%発生しないとは言い切れないと思います。管理瑕疵により万が一重大な事故につながった場合、対応はどのようになっているのか答弁をお願いします。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、上田建設課長。

○上田建設課長（上田修） 管理瑕疵による事故が発生した場合の対応について、という御質問でございます。我々道路の管理者としましては、まずは事故が発生しないように維持管理を行っているところでございますけれども、万が一管理の原因により事故が発生した場合には、直ちに事故者からのヒアリングや2次被害の防止措置・現場状況の把握などを行います。同時に賠償担当課でございます総務課に、事故の内容を報告しておるところであります。

●野田議員（野田佳文） 議長、4番。

●石橋議長（石橋純二） 4番、野田議員。

●野田議員（野田佳文） しっかりした対応を、していただける・するのは当然ですが、やはり事故が起こらない・起きないことが望ましいので草刈対策は必要だと思っております。高齢化や人口減少により地域の草刈作業が困難になってきている中、歩道の草刈をボランティアで行う場合、刈った後の草の処理をどうすればいいのかとか、自分で草を刈っていても、草を刈る際歩道に出ている草だけを刈ることはないと思います。刈る位置が誰かの土地であったりします。刈ったあとその土地に戻すべきなのか。そのままにしておくことはないのか。持ち帰るべきなのか。悩みながら草刈をしていることもあります。マニュアルはあったほうが、いざ作業する際作業しやすいと思いつつながらこの夏作業していたんで

すけど、そういったマニュアルがあるのか答弁をお願いいたします。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、上田建設課長。

○上田建設課長（上田修） ボランティアで行う場合の、草刈作業のマニュアルがあるのかどうかについての御質問でございます。草刈、除草作業におけます作業マニュアルにつきましては、特に定めたものはございません。従いまして、先ほど議員おっしゃられましたように刈られた後の草の処理については、それぞれの対応をしていただいているところでございます。草刈に作業範囲が確認できるマップがあるかとの御質問でございますけども、委託契約で除草作業をしていただいている箇所につきましては、作業範囲がわかる位置図を我々管理車用として所有はしてございますけれども、ボランティアで作業していただいている箇所につきましては、特に作業範囲がわかるマップ等はございません。

●野田議員（野田佳文） 議長、4番。

●石橋議長（石橋純二） 4番、野田議員。

●野田議員（野田佳文） マニュアル等はないということ。先ほど作業する範囲がわからないとか、どういうふう処理をしていいのかわからないときは、建設課に聞きに行けばいいということですね。今後地域の枠を超えたボランティア班とか、交友活動の中で呼びかけることも出てくると思います。8月に山野草が好きな町民の方と二、三人で集まって、道路端に生えている山野草を見に行った時に、ついでに草刈もしたいなという意見がありました。その時も、ここ本当に刈っていいのかという気持ちもあったので、今後こういった活動をしていきたいという思いがある中で、また建設課に相談に行ってそれを参考事例として自分はそれ公開していきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。続いては、今後の草刈についてです。高齢化していく中で新たな民間委託の検討や、既存の業務委託の内容については、実施時期や回数の見直しの検討が必要になってくるのではないかと思います。例えば、自治体によっては自走の除草機械の導入や薬剤による除草など、新たな手法を試行しているところもある。邑南町で導入すべきだとは言いませんけど、財政が厳しい中で、改めて今考えてみるべき必要があるのではないかと思います。いつもであれば提案させていただくんですけど、正直新たな提案を見つけることができま

せんでした。歩道の管理維持は、これまでのように要望を受けてから対応する維持管理ではなく、予防的計画的に対応できることが理想であり、除草における仕組みづくりが必要になってくると思います。答弁をよろしく申し上げます。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、上田建設課長。

○上田建設課長（上田修） 今後の草刈対策についての御質問でございます。近年集落の高齢化や人手不足といったことが要因で、先ほども申し上げましたけども、来年以降は草刈が継続できそうにないとか、もう草刈作業やめたいとの御意見も正直いただくことが多くなってきております。このため、我々は委託契約の除草作業につきましては委託単価の見直しや、継続できないと言われた団体については他団体からの協力を要請するというようなことを考えております。またボランティアで作業していただいている箇所につきましては、引き続き御協力をいただきながら維持管理に努めていきたいと考えております。なお作業をしていただく際には、転倒とか飛び石等の安全対策をしていただきながらお願いをしたいと思います。しかし、それぞれの地域や場所で作業が困難になったり、安全面に不安がある場合には、遠慮なさらずに建設課又は各支所事業部まで連絡をいただきたいと思っております。体制づくりということの御質問もございました。私どもも、先ほど野田議員さんおっしゃられましたように地域との連携等も模索しながら、今後の体制を構築できたらなと思っております。また、先ほど例を挙げていただきましたけれども、自走の除草機械の導入、あるいは薬剤によって除草などの新たな手法の試行等もありますけれども、もちろん今のままでいいということでは思っておりません。仮にそういったことを導入するとなりますと、どうしても費用が必要になってきてしまいます。現状ではなかなかすぐにはということには考えにくいんですけども、今後もちろん道路管理者様々ございます、近隣の町村もそうですし全国管理をしてる自治体でございますので、そういった管理者の除草作業について情報収集や意見交換などを行いながら、どういう方法が良いのかというところは引き続き研究していきたいと考えております。

●野田議員（野田佳文） 議長、4番。

●石橋議長（石橋純二） 4番、野田議員。

●野田議員（野田佳文） 委託単価の見直しもということもありました。自分も他の自治体の事例をいろいろ参考にして、また提案できることは提案したいと思います。ただやはり、今後シニアカーが増えていくことを見て本当に心配になっておりますので、本当に事故のないような管理をしていただければというのが私の願いです。よろしく願います。続いては、町長にお聞きします。所信表明でいろいろなことを述べられていて、多分ほかの議員さんも具体策とかいろいろ聞いておられるとあって、質問がかぶると思ったので、自分の質問はなんかひねくれてるといふかちょっと視点を変えています。所信表明の中で、幾つか気になるキーワードがありました。先人の皆さんが作り上げ育ててきた邑南町。自分らしく活躍しながら生きられる社会。皆さんの声を聞く機会を増やす。皆さんと一緒に住み心地のよい町、邑南町を作っていきたい。高齢者の生活不安と地域の将来不安。町民の皆さんの生活不安。地域の将来不安の解消につながり町民福祉が向上する好循環を生み出します。などありました。そのキーワードと課題をつないで3点について、町長に思いで結構ですとお聞きしたいと思います。1点目はそのまま述べられていることでしたけど、道の駅・霧の湯などの大型投資がこれからの町の財産になるよう、松江出雲、広島方面の誘客を行い、産業振興、観光の核として活用していきますとありました。以前、個人的に松江出雲からの誘客を行うためにはどうすればいいのかと考えて動いたことあるんですけど、なかなか実際難しい。特に松江には議員研修で行くだけで、やはり距離もあるし観光で行ったことは、小学校修学旅行ぐらいだったかと思います。まず、出雲松江からの誘客についての具体策について、町長に答弁を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 野田議員のほうから、松江出雲は難しいんじゃないかって言われると、なかなか答弁が難しくなるわけですが、山陰道もつながっていきます。同じ島根県内です。まずは基本的には、ベースとなる部分はテレビであるとか新聞である。ただ年代層から見れば、全ての世代には響かないかもしれませんが、そういう部分は以前から影響力っていうのは大きいと思ってます。邑南町全体のイメージアップ、知名度アップもしなければいけませんけど、併せて松江出雲に住んでる人だけじゃなくて、そこに訪れる人も含めて、邑南町のほうに向かって来ていただける仕組みをつくれれば一番いいと思っております。冒頭の質問で健康長寿、併せて美っていう部分もあると思います。キーワードになるんじゃないかと言われました。今邑南町が持つてる観光ビジョンは、もともと東京オ

リンピックの前の年に、オリンピックもあってインバウンドも含めて誘客をということで作られました。少し時代と今そこはそぐしてない。内容とやりたいことが合っていない部分もあるかと思います。まずは、よそにお願いするんじゃなくて、自分たちの手で観光ビジョンを作り直しませんかっていう投げかけを、担当課にしてます。道の駅が新しくなるっていうことで、道の駅、霧の湯もそうです。三江線の鉄道公園もあります。以前からの課題で、幾ら来ていただいても、単発ではなく周遊という意味もあります。そこができてなかったっていうところも含めて行っていきたいですし、邑南町単独で全てやるのではなくて、石見部という考え方でいきますと、浜田とは食の協定がありますが見直しの時期に来てます。江津市さんも一緒になりながら広島方面、松江出雲からの誘客っていうのは協力しながらやる方法もあるかと思ってます。それらの手法を踏まえまして、当然SNSも含めて、一体的な誘客ができるように観光ビジョン見直しながらやっていきたいと思ってます。

●野田議員（野田佳文） 議長、4番。

●石橋議長（石橋純二） 4番、野田議員。

●野田議員（野田佳文） 自分たちの手でやるという言葉。よかったと思います。誰かに任せるんじゃなくて、やっぱり前から思ってたんですけど、自分たちでやって欲しいという思いがあります。あと石見部に関しては最近始めたんですけど、島根県西部を盛り上げる会っていうのが、フェイスブックであるんですけど、その辺にも自分も邑南町の風景とか投稿して情報共有をするようにしてます。あと、これは今後の動きを見て提案できることなら提案しますが、今後産業支援課としてもいろいろと動いていく中で1つ参考までに案を言っておきます。グーグルマップの活用です。行く先々で写真を撮りその場所の最新情報を公開したり評価や口コミをすることで、評価者のプロフィールの閲覧につながって、邑南町を知ってもらうきっかけになる。フォローされることによって、例えば邑南町がこういう周遊ルートありますよっていうのをおすすめでできるような仕組みもあります。例えば、邑南町から松江に行く際周遊ルートの提案もできるんですよ。これって、グーグルマップの活用っていうのはちょうどコロナの頃に始めて、今3年ぐらい投稿してるんですけど今閲覧数500万回を超えて、この写真の提供は町長でもできると思ってます。要は松江に行くときに、例えば、ちょっとだけ早めに余裕を持って出てどこか寄りながら写真を撮って松江に行ってまたそこから帰ってくる。これって、町長がグーグルマップに上げろとは言いません。これは担当課に任せてそういうところを上げていくことによ

って、極端な話町長のおすすめ周遊コースっていうことでしたら、結構インパクトがあるかもしれません。その辺に関してはいろいろ研究する必要もあります。このグーグルマップの活用については、自治体によっては予算をつけているところもあるんですが、これ予算つける必要がないと思います。自分も視察先で、最近いろいろと行く、邑南町を離れるときも行った先々で写真を撮って、そこに良い風景だったら風景を撮る。そしてそこに口コミを書く。口コミって言っても悪い口コミは絶対書かないです。4～5の評価をつけて、口コミをアップすることによって、それがまた閲覧数がかなり何十万となったときに、邑南町を知ってもらうきっかけになるんで、是非、また答弁は求めませんがこのグーグルマップの活用というのは、本当予算をかけずにできることなので研究していただければと思います。次は、最期をどう迎えるかについてです。町長が議員であったときに、親の介護で少し話をしたことがあります。介護と喪主を経験して言えるは、本人が希望する葬送。送りは可能だと思いました。遺言であったり、前回質問しましたけど安心ノートには葬送の章があります。医療の章にも人生の最期を迎えたい場所が書いてあって、自宅の場合もあります。ただそうなった場合、なかなか家族だけの力では難しいと実感しました。人口減少に対応した町に変革する中で、希望する最期を迎えるために何が必要だと思うか町長の思いをお願いします。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 人口減少とそれに伴い高齢化を考えれば亡くなられるときその家族も高齢者かもしれない。近くに身寄りがないかもしれない。入院等においても、今は家族の皆さんと言われたときに、すぐ家族に連絡がつけられない状況もある。社会変化の中で、非常に高齢者を支援していくのが難しくなってきたらと思います。先ほど、安心ノートっていう話がありました。本人の希望どおりには100%いかないかもしれないけれど、本人の希望・連絡先・望むべき介護であるとか、そういうことがわかれば周りの人達も対応が早くできる。現実問題困られるのは連絡先がどこなのか。身内がどこなのか。どういう望みがあるのか。事前にわかるかわからないかっていう意味では大きいのだと思います。希望する最期ということでそれぞれ思いがあると思います。私が今希望する、最期に望みがあるかっていうと、年齢にもよると思います。いざ病気等にならなければ、そういうノートに書けないかもしれませんが、時代時代で、例えば、年代の区切りで50代だとか60であるとか。そのときの家族と話し合っ、そういうノートを作っ

いくつという事は、本人にとっても、家族にとっても何らかの形で関わる病院や施設にとってもいいことかなと思います。改めて何度もノート等の提案もいただいていますし、その辺りも含めてそれぞれが望む最期が迎えられる方法をしっかり考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

●野田議員（野田佳文） 議長、4番。

●石橋議長（石橋純二） 4番、野田議員。

●野田議員（野田佳文） ありがとうございます。次の質問にいきます。ちょっとすいません。暫時休憩いいですか。

●石橋議長（石橋純二） はい、暫時休憩といたします。

—— 午前 11時 25分 休憩 ——

—— 午前 11時 26分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。

●野田議員（野田佳文） 議長、4番。

●石橋議長（石橋純二） 4番、野田議員。

●野田議員（野田佳文） すいません。いろいろありまして、思い出してしまいました。次の質問です。町長も出席していた11月に行われた福祉大会の中で、1人暮らしの高齢者の人数と孤独死された方が3人いたという話を聞きました。そのとき本当に驚きました。また、邑南町介護サービス施設事業所調査報告書の中で、2023年9月末時点で邑南町の世帯数に占める65歳以上の1人世帯が、全体の約3割を占めているということを知り更に驚きました。町長が所信表明の中でおっしゃった、先人の皆さんが作り上げてきた邑南町です。自然の中に入って山奥に入ったときは、やはり先人へのリスペクトってというのは忘れていませんし、また、一般質問初日には漆谷議員が子どもたちに対しての予算づけと同じように、やはり高齢者の皆さんが元気でおってもらうためには、活動し

てもらおうための支援や予算づけをしっかりとしていくことが、非常に町にとっても大切なことではないかとおっしゃっていました。思いは同じです。1人暮らしの高齢者の会が町内にあります。要望書も出ています。物価高も進む中現在の活動費について十分だと思うか、町長の考えをお聞きします。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 町内の1人暮らしの高齢者の世帯。高齢化が進む中で、2人で3人で家族で暮らされておられた方々が、いずれ1人っていうことは多々あることだと思っております。邑南町の人口が減るわりに世帯数が減らないっていうところは、そこにあると思っております。住み慣れたところで住み続けたいっていうことで、1人でもっていうことで生活されている場面もあると思えますし、それぞれの事情はあると思っております。いずれにしても、私自身も住み続けたい町であるための挑戦、住み心地が良い町って言っております。若い人たちにとっても、若い世帯だけに応援してるようには見えますが、その人たちが住み続けるためには、この町で豊かな老後安心して過ごせる老後のビジョンというのは、必要だと思っております。特に、縁がなくIターンって形でこの町に来られた方は、老後の心配っていうのも大きいと思えます。そういう意味で1人で暮らされてても、地域なり人とのつながりがあって安心して暮らせる。見守りもそうかもしれません。そういうことで言えば、高齢者の会があって活動していただけるということは、町にとっても大きな恩恵がある。1人1人を訪問してみるのが本来ですが、そこまで広い町でできなくなる中で会の活動っていうのは意義があるものだと思っております。その中で活動費、要は補助金が十分であるかどうかだと思えます。内容等見ますと、旅行等にも行かれています。バスを自分たちで借りる、又は食事等の材料を自分たちで買ってきて作るってこともあるんだと思えます。食材費も上がっています。特に高齢者の方にとっては、主な収入原である年金が物価高に合わせて上がってきてない事情もあります。それらを踏まえると、どの程度の補助が適切か。どういう活動を応援していくべきか。補助金として活動費を出すのか。何かをされることに、これに加えて何かをしてくださいっていうことで足していくのか。その辺りの補助の仕方とかっていうことは考えさせていただいて、しっかり応援はさせていただければと思えます。

●野田議員（野田佳文） 議長、4番。

●石橋議長（石橋純二） 4番、野田議員。

●野田議員（野田佳文） しっかり応援していきたい、すごく心強い言葉でした。よろしくをお願いします。これからの町政に期待するとともに、皆さんと一緒に住み心地のよい町邑南町を作っていきたいという思いは同じです。微力ながら自分も頑張りたいと思いますので、よろしくをお願いします。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

（「拍手」あり）

●石橋議長（石橋純二） 以上で、野田議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後1時15分とさせていただきます。

—— 午前 11時 32分 休憩 ——

—— 午後 1時 15分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（ 日程第3 請願第4号 ）

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。日程第3。請願第4号ゲノム編集食品の表示の義務化を求める意見書提出について（請願）を、議題といたします。9月定例会において、請願第4号ゲノム編集食品の表示の義務化を求める意見書提出について（請願）が、産業建設常任委員会に付託されております。請願第4号の審査結果について委員長の報告を求めます。

●瀧田産業建設常任委員会委員長（瀧田均） 議長、6番。

●石橋議長（石橋純二） 6番、瀧田産業建設常任委員会委員長。

（ 瀧田産業建設常任委員会委員長登壇 ）

●瀧田産業建設常任委員会委員長（瀧田均） 請願審査報告を行います。令和6年12

月13日。邑南町議会議長、石橋純二様。産業建設常任委員会委員長、瀧田均。請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果下記のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。記、請願審査報告について。受理番号、請願第4号。付託年月日、令和6年9月3日、件名ゲノム編集食品の表示の義務化を求める意見書提出について（請願）。審査結果、採択。委員会の意見。この請願は邑南町食と農の安全を考える会代表者岩根英則氏より提出されたものであり、消費者がゲノム編集食品と認識し、自ら選択できるように表示の義務化を求める意見書を国に提出するよう求めるものである。委員会の議論の中で、ゲノム編集技術を応用した食品の安全性の検証についての意見もあったが、消費者基本法の基本理念には、消費者に対し必要な情報が提供され消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されると定めてあり、この理念にのっとり消費者政策を推進するよう国の責務が定められている観点から国に対応を求めるべきと委員会の意見は一致し、全員賛成でこの請願は採択とした。措置、願意に沿い国に対し意見書を提出することが適当である。以上です。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、委員長報告は終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

（瀧田産業建設常任委員会委員長降壇）

●石橋議長（石橋純二） これより討論に入ります。本件に対する委員長の報告は、採択です。したがって討論は、原案である請願第4号に対する反対討論から始め、賛成討論反対討論と交互に行います。はじめに反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。本件に対する委員長報告は採択とすべきものであります。請願第4号ゲノム編集食品の表示の義務化を求める意見書提出について（請願）に、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、請願第4号ゲノム編集食品の表示の義務化を求める意見書提出について（請願）は、採択することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第4 議案第112号

邑南町立学校給食共同調理場条例の一部改正 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第4。議案第112号邑南町立学校給食共同調理場条例の一部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。討論は、反対討論から始め次に賛成討論をし、以下この順に交互に行います。反対討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第112号邑南町立学校給食共同調理場条例の一部改正に、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第112号邑南町立学校給食共同調理場条例の一部改正は、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第5 議案第113号  
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の  
整理に関する条例の制定 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第5。議案第113号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第113号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第113号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定は、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第6 議案第114号
指定管理者の指定(邑南町香木の森公園、
いわみ温泉活用施設、邑南町農林漁業体験施設))

●石橋議長(石橋純二) 日程第6。議案第114号指定管理者の指定を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。
議案第114号指定管理者の指定に、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第114号指定管理者の指定は、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第7 議案第115号

邑智郡総合事務組合同規約の変更に関する協議 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第7。議案第115号邑智郡総合事務組合同規約の変更に関する協議を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。  
議案第115号邑智郡総合事務組合同規約の変更に関する協議に、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第115号邑智郡総合事務組合規約の変更に関する協議は、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第8 議案第116号
令和6年度邑南町一般会計補正予算第9号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第8。議案第116号令和6年度邑南町一般会計補正予算第9号を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第116号令和6年度邑南町一般会計補正予算第9号に、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第116号令和6年度邑南町一般会計補正予算第9号は、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第9 議案第117号  
令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計  
補正予算第4号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第9。議案第117号令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第117号令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号に、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第117号令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号は、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第10 議案第118号
令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計
補正予算第4号)

●石橋議長(石橋純二) 日程第10。議案第118号令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第118号令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号

に、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第118号令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号は、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第11 議案第119号  
令和6年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計  
補正予算第2号 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第11。議案第119号令和6年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第119号令和6年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号に、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第119号令和6年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第12 議案第120号

**令和6年度邑南町電気通信事業特別会計
補正予算第2号)**

●石橋議長（石橋純二） 日程第12。議案第120号令和6年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第120号令和6年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号に、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第120号令和6年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（日程第13 議案第121号

**令和6年度邑南町水道事業会計補正予算第4号）**

●石橋議長（石橋純二） 日程第13。議案第121号令和6年度邑南町水道事業会計補正予算第4号を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第121号令和6年度邑南町水道事業会計補正予算第4号に、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第121号令和6年度邑南町水道事業会計補正予算第4号は、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第14 議案第122号
令和6年度邑南町下水道事業会計補正予算第1号)

●石橋議長(石橋純二) 日程第14。議案第122号令和6年度邑南町下水道事業会計補正予算第1号を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第122号令和6年度邑南町下水道事業会計補正予算第1号に、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第122号令和6年度邑南町下

水道事業会計補正予算第1号は、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第15 発委第5号

邑南町議会委員会条例の一部改正 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第15。発委第5号、邑南町議会委員会条例の一部改正を議題といたします。提出者からの説明を求めます。

●辰田議会運営委員会委員長(辰田直久) 議長、12番。

●石橋議長(石橋純二) 12番、辰田議会運営委員会委員長。

( 辰田議会運営委員会委員長登壇 )

●辰田議会運営委員会委員長(辰田直久) 失礼いたします。発委第5号、令和6年12月13日、邑南町議会議長、石橋純二様。提出者、議会運営委員会委員長、辰田直久。邑南町議会委員会条例の一部改正について、上記の議案を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに邑南町議会会議規則第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。提案理由。地方自治法の一部を改定する法律の成立を受け、標準町村議会委員会条例の改正が行われたことに伴い邑南町議会委員会条例の一部を改正するものです。主な改正内容は、委員の選任に関する規定の改定、委員会をオンライン開催する際の要件の追加、意見の申出のオンライン化です。詳細につきましては別につけてあります新旧対照表を御覧ください。附則としてこの条例は公布の日から施行します。議員各位におかれましては、趣旨を御理解いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

●石橋議長(石橋純二) 以上で、提出者の提案説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。本件に対する質疑はありませんか。

( 「ありません」 の声あり )

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので質疑を終わります。

( 辰田議会運営委員会委員長降壇 )

●石橋議長（石橋純二） これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

( 「ありません」 の声あり )

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

( 「ありません」 の声あり )

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。発委第5号邑南町議会委員会条例の一部改正に、賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、発委第5号邑南町議会委員会条例の一部改正は、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第16 発委第6号
邑南町議会会議規則の一部改正)

●石橋議長（石橋純二） 日程第16。発委第6号邑南町議会会議規則の一部改正を議題といたします。提出者からの説明を求めます。

●辰田議会運営委員会委員長（辰田直久） 議長、12番。

●石橋議長（石橋純二） 12番、辰田議会運営委員会委員長。

(辰田議会運営委員会委員長登壇)

●辰田議会運営委員会委員長（辰田直久） 発委第6号、令和6年12月13日、邑南

町議会議長、石橋純二様。提出者、議会運営委員会委員長、辰田直久。邑南町議会会議規則の一部改正。上記の議案を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに邑南町議会会議規則第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。提案理由、地方自治法の一部を改正する法律の成立を受け、標準町村議会会議規則の改正が行われたことに伴い邑南町議会会議規則の一部を改正するものです。主な改正内容は、会議規則中に規定されている文書等のデジタル化・オンライン化、通知作成保存等を電子情報処理組織を使用可能とする改正、法令では使用されない用語の改正、会議時間変更の取扱いの改正です。詳細につきましては、別につけてあります新旧対照表を御覧ください。附則として、この条例は公布の日から施行します。議員各位におかれましては、趣旨を御理解いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者の提案説明は、終了いたしました。これより質疑に入ります。本件に対する質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

（辰田議会運営委員会委員長降壇）

●石橋議長（石橋純二） これより討論に入ります。はじめに、反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。発委第6号邑南町議会会議規則の一部改正に、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、発委第6号邑南町議会会議規則の一部改正は、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 追加日程 第5号の追加1の配布 ）

●石橋議長（石橋純二） ここで休憩に入らせていただきます。

—— 午後 1時 36分 休憩 ——

（ 追加日程の第5号の追加1配布 ）

—— 午後 1時 37分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（ 日程の追加 議長発議 ）

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。ここでお諮りをいたします。先ほど、日程第3の請願第4号が可決されましたので、それに関わり産業建設常任委員会から発委第7号が提出されました。これを日程に追加し追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にいたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、発委第7号を日程に追加し追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 追加日程第1 発委第7号

ゲノム編集食品の表示の義務化を求める  
意見書の提出 ）

●石橋議長（石橋純二） 追加日程第1。発委第7号ゲノム編集食品の表示の義務化を求める意見書の提出を議題といたします。提出者からの趣旨説明を求めます。

●瀧田産業建設常任委員会委員長（瀧田均） 議長、6番。

●石橋議長（石橋純二） 6番、瀧田産業建設常任委員会委員長。

（瀧田産業建設常任委員会委員長登壇）

●瀧田産業建設常任委員会終了後委員長（瀧田均） 発委7号。令和6年12月13日。邑南町議会議長、石橋純二様。提出者、産業建設常任委員会委員長、瀧田均。ゲノム編集食品の表示の義務化を求める意見書の提出。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第3項の規定により提出します。提案理由でございますけれども、先ほどの請願審査報告書で報告をしたとおりでございます。別紙に記載の意見書を御参照いただいて、御理解御確認をいただきたいと思っております。議員諸氏の賛同を求めます。以上、よろしく申し上げます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で提出者からの説明は終了いたしました。ここで暫時休憩とさせていただきます。

—— 午後 1時 40分 休憩 ——

（ただいま暫時休憩を取りましたので、この時間で意見書をお読みください。）

—— 午後 1時 41分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。これより質疑に入ります。本件に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。

( 瀧田産業建設常任委員会委員長降壇 )

●石橋議長（石橋純二） これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

( 「ありません」 の声あり )

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

( 「ありません」 の声あり )

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。発委第7号ゲノム編集食品の表示の義務化を求める意見書の提出に、賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、発委第7号ゲノム編集食品の表示の義務化を求める意見書の提出は、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第17 閉会中の継続調査の付託について)

●石橋議長（石橋純二） 日程第17。閉会中の継続調査の付託を議題といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申出のとおりこれを閉会中の継続調査に付することに、御異議はありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申出のとおりこれを閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。



(日程第 18 議員派遣)

●石橋議長(石橋純二) 日程第18。議員派遣を議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣いたしたいと存じます。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。



(閉会宣告)

●石橋議長(石橋純二) 以上で、本日の日程は全て終了しました。以上をもちまして本日の会議を閉じます。これをもちまして、令和6年第10回邑南町議会定例会を閉会といたします。お疲れ様でございました。

—— 午後 1時 43分 閉会 ——